

平成26年度 競技運営に関する注意及び審判長注意事項（学童部） 原本

1. 代表者会議には、監督または代表者は競技者必携を持参し必ず出席のこと。（出席しないチームは棄権とみなす）
2. ベンチは組み合わせ番号の若い方を一塁側とする。攻守は審判員立会いの上、その都度決める。
3. 試合時間は、(特別の場合を除きすべて)1時間25分または7回（ジュニアは1時間10分または5回）(いずれも時間優先)とし、試合開始後1時間25分(ジュニアは1時間10分)(第3アウト成立時)を経過したら新しいイニングに入らない。なお、後攻チームがリードしていた場合は、攻撃中でも時間が経過した時点で試合を打ち切る。いずれも正式試合となる。
4. 得点差によるコールドゲームを採用する。3回以降15点差及び5回以降7点差とする。
5. 雷鳴が聞こえた場合、試合を中断し、待避をする。
6. 暗黒、降雨などで試合が途中(レギュラーは5回以前、ジュニアは4回以前)で中止になった場合は、ノーゲームとする。5回(4回1/2)終了時(ジュニアは4回(3回1/2)終了時)以降で試合が中止になった場合は均等回の得点をもって勝敗を決する。なお、同点の場合は最終選手9人ずつによる抽選。
7. 正式試合が終了したとき、同点の場合は特別ルールによる延長戦で勝敗を決する。
特別ルールは無死満塁で、継続打順(前回の最終打者を1塁走者とし、2塁3塁の走者は順次前の打者)で行う。延長戦を2回繰返しても、なお勝敗が決しない場合は最終選手9人ずつによる抽選により勝敗決定する。
8. 試合開始予定時刻になっても球場に来ないチームは棄権とみなす。
9. 試合開始予定時刻前でも、前の試合が終了した後15分で次の試合を開始することがある。
10. 捕手は投手の投球練習時を含め、必ずヘルメット、プロテクター、レガース、マスク、ファールカップを着用すること。（危険防止）
11. 投手の投球できる回数は、一日につき通算で7回までとする。1球でも投げた場合、1回とカウントする。違反があった場合は没収試合とし、相手方に勝利を与える。但し、特別延長の場合はカウントしない。
12. ファールボールの処置について
 - (1) 1塁側に止まったものは1塁側、3塁側に止まったものは3塁側で処理する。
 - (2) 捕手の後方に止まったものは攻撃側で処理する。
13. ボールボーイはヘルメットを着用する。
14. 放棄試合は理由の如何を問わず許さない。
15. 試合規則はグラウンドルールで特に決められた以外は公認野球規則、競技者必携による。
16. 試合中審判員に暴言や暴力があった場合、理由の如何を問わず直ちに退場させる。又、選手に対し、青少年指導者として暴言などのふさわしくない行為があった場合も同様とする。
17. スパイクは金具のついているものは禁止する。
18. ベースは固定していないが、すべて固定ベースと同様に扱う。
19. 試合開始時間は、1回表球審のプレーボールのコール、試合終了時間は球審のゲームセットのコールとする。
20. 大会協力員は次のとおりとする。

- (1) 大会協力員1名を指定された時間に派遣すること。
 - (2) アナウンス協力員1名を指定された時間に派遣すること。
21. 夏季大会のブロックリーグ戦の上位2チームの決定方法は次のとおりとする。尚、正式試合終了時に同点の場合は、特別ルールは行わず引き分けとする。
- (1) 勝点 (勝利チーム3点 引き分けチーム1点)
 - (2) 上記でも決定しない場合は失点の少ないチーム。
 - (3) 抽選
22. 試合日程及び当日雨天の際の連絡について
日程は協会ホームページで確認すること。
(変更する場合がありますので毎週確認すること。)
雨天の場合は各チームの代表者が指定された時間にグラウンドに集合して日程を決定する。
23. 試合中、ダッグアウト（ベンチ）の中には入れる人員は、協会に登録されたチーム代表者1名、監督、コーチ2名(背番号28・29)、スコアラー1名、引率者1名、選手20名以内とする。
代表者、スコアラー、引率者はユニホーム以外のスポーツの場にふさわしい衣服を着用すること。

【外部大会派遣について】

〈春季大会〉	全日本学童	スポーツ少年団	厚木杯
〈夏季大会〉	関東学童	リスト杯	横浜銀行カップ
	東京王芸夫学童カップ	東京新聞旗	専修大学カップ 厚木杯
〈秋季大会〉	県央県北	厚木リコー杯	
〈新人戦〉	関東学童秋季	幾徳杯	
〈春季ジュニア大会〉	厚木杯		

上記のとおり推薦によって派遣する。

【推薦委員会について】

学童部推薦委員会は、つぎの役員をもって構成する。

1. 学童部長
2. 学童部副部長
3. 審判団長
4. 学童部顧問

付 則

平成7年1月1日から施行する。

平成10年2月7日改訂 平成12年2月12日改訂 平成13年3月10日改訂

平成15年3月16日改訂 平成16年2月6日改訂 平成17年2月4日改訂

平成19年1月1日改訂 平成20年1月1日改訂 平成21年2月22日改訂

平成24年1月1日改訂

平成25年1月27日改訂

平成26年2月1日改訂